

参考資料

- 1 YCG 設置法 (Decree on Establishment of Coast Guard Authority)
- 2 イエメン憲法抜粋
- 3 ソマリア沖における海賊及び武装強盗に関する IMO 総会決議
- 4 ReCAPP アジア海賊対策地域協力協定
- 5 国際海事局海賊センター (IMB) について
- 6 合同海上部隊 (CMF)
- 7 UKMTO (UK Maritime Trade Operations)
- 8 EU NAVFOR アトランタ作戦
- 9 マラッカ・シンガポール海峡合同パトロール
- 10 MSC 回章第 622 号 (1993 年 11 月)
- 11 MSC 回章第 623 号 (2008 年 12 月)
- 12 Best Management Practice
- 13 安保理決議第 1851 号 ソマリア情勢に関する決議
- 14 イエメン支援国調整会議報告書

略 語 表

- ACC : Area Control Center 管区コントロールセンター (VTS の管区組織)
- AIS : Automatic Identification System (船舶自動識別装置)
- CMF : Combined Marine Force 合同海上部隊
- CTF-150 : Combined Task Force150 第 150 合同任務部隊
- CTF-151 : Combined Task Force151 第 151 合同任務部隊
- DSC : Digital Selective Calling デジタル選択呼出
- GMDSS : Global Maritime Distress and Safety System 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度
- FNS : French Navy Ship フランス海軍軍艦
- HF : High Frequency 短波
- HMS : His または Her Majesty's Ship イギリス海軍軍艦
- IMB : International Maritime Bureau 国際海事局
- IMO : International Maritime Organization 国際海事機関
- ISPS Code : International Ships and Poart Facility Security Code 船舶保安国際コード
- MSCHOA : Maritime Security Center Horn of Africa
- MARPOL : International Convention for the Prevention of Pollution from Ships
船舶による汚染の防止のための国際条約
- MRCCs :
- NAVTEX : Narrow band direct printing transmission of coastal warning system
印字方式の世界航行警報
- ReCAAP : the Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed
Robbery against Ships in Asia アジア海賊対策地域協力協定
- ROKS : The Republic of Korea Navy Ship 韓国海軍軍艦
- SSB : Single Side Band の略。変調方式の一つ
- TFG : Transitional Federal Government ソマリア暫定連邦「政府」
- UNDP : United Nations Development Programme 国際連合開発計画
- USCG : United State of America Coast Guard アメリカ沿岸警備隊
- USS : United States Ship アメリカ海軍軍艦
- UK : United Kingdom 英国
- UKMTO : United Kingdom Maritime Trade Operations 英国海上貿易
- VHF : Very High Frequency 超短波

Republic of Yemen

Official Gazette

Issued by Ministry of Legal Affairs

Issue No. I

11/ 1/ 1422 Islamic Year, Jan 15, 2002

Decree on

Establishment of Coast Guard Authority (CGA)

Republican Decree No. 1 of 2002 on the Establishment of Coast Guard Authority (CGA) and Determining its Duties

Following review of the Constitution,

Law No. 25 of 1995 on Environment Protection,

Law No. 15 of 2000 on Police Authority,

Republican Decree on Law No. 42 of 1991 Concerning Organization of Sea Animals' Fishing, Utilization and Protection,

Republican Decree on Law No. 11 of 1993 Concerning Maritime Environment Protection from Pollution,

Republican Decree on Law No. 15 of 1994 Concerning Maritime Law and Republican Decree No. 169 of 1995 on Organization of the Ministry of Interior, and based on Interior Minister's proposal and following approval of the Cabinet, President of the Republic hereby decided the following:

Article (1): An authority, named Coast Guard Authority is established in the capital city of Sana'a, affiliated with the Ministry of Interior, has a legal authorization and operates under the Minister's supervision and direction. The establishment of any branches and centers for the authority inside the Republic shall be under a decree by the Minister, based on the Authority Board's proposal.

Article (2): The Coast Guard Authority aims to protect security and sovereignty of Yemen, its economic interests in the regional sea and pure economic zone, and safeguard coasts, islands and seaports/harbors. It shall also help those relevant bodies do their tasks and responsibilities stated in effective laws.

Article (3): The Coast Guard Authority shall be in charge of the following:

1. Protect security and sovereignty of Yemen in the regional sea, pure economic zone and continental shelf, and safeguard coasts, islands and seaports/harbors.
2. Fight smuggling, infiltration and illegal immigration to and from Yemen's territory via sea.
3. Fight trafficking of drugs and other mental stimulants and seize them.
4. Fight trafficking of goods, seize them and submit them to those relevant bodies.
5. Fight and control illegal fishing, collect adequate evidence thereon and submit it to concerned bodies along with any caught equipment.
6. Combat piracy in Yemen's regional waters.

7. Maintain security and order within seaports and harbors.
8. Take control of environmental violations, fight maritime pollution in the regional sea and pure zone, collect adequate evidence thereon and submit it to those legally concerned authorities.
9. Conduct surveillance on movement of vessels in accredited navigational passages within Yemen's regional sea, pure zone and continental shelf, collect adequate evidence thereon and that submit to those relevant bodies.
10. Conduct surveillance on vessels and aircrafts while being available in the regional sea, pure economic zone, and continental shelf, as well as report any violations of international laws, agreements and conventions effective in Yemen, collect adequate evidence thereon and submit that to those concerned bodies.
11. Process relief and aid requests, and rescue people and vessels in cooperation with the official concerned authorities within Yemen's internationally-specified search and rescue region.
12. Help relevant bodies overcome any incidents resulting from maritime activities, including trade transport, fishing or entertainment in the regional sea, pure economic zone and continental shelf.
13. Report any obstacles posed to navigation in international passages and routes, and work with the relevant agency to ease any obstacles threatening safety and security of navigation.
14. Fight and control crimes in Yemen's seas according to effective international laws and agreements in a way maintaining stability, security and order.
15. Prepare a modern database and conduct necessary studies and researches on the various threats in the regional sea, pure economic zone and continental shelf, and provide required means.
16. Cooperate with official bodies as per laws and public interest.

Article (4): Operation Scope of the Coast Guard Authority shall be within precinct of seaports, docks of ships and fishing boats along the coastline, regional sea, pure economic zone and continental shelf.

Article (5): To achieve its objectives, the authority shall be in charge of the following:

1. Develop necessary action plans to fight infiltration and smuggling, safeguard coasts and seaports, conduct search and rescue operations and offer help within Yemen's internationally-specified search and rescue region.
2. Record natural changes in sea environment and their potential impacts on maritime resources and report that to relevant bodies.

3. Collect security information related with infiltration, smuggling of goods and drugs, illegal fishing and environmental violations, and take necessary actions thereon in coordination with other relevant bodies.
4. Set up training plans to improve performance of its staff and contribute, along with other relevant bodies, to the preparation of relevant training program.
5. Conduct scientific studies and researches on relevant areas in coordination with relevant bodies and scientific research centers, and utilize other states' experiences.
6. Collect information, data and stats on Yemen's commercial vessels, fishing ships and boats, and picnic ships, as well as those foreign vessels and companies permitted to practice economic activities in Yemen's territorial waters.
7. Ensure continuous preparedness of central and affiliate operation teams, organize operations of relief sign and incoming calls to the control room, and take necessary actions in coordination with other relevant bodies.
8. Promptly pursue vessels when available reasons indicate that those vessels have violated international laws, regulations and agreements in Yemen, and take appropriate measures thereon according to international agreements and effective laws in Yemen.
9. The authority is entitled to inspect, if there is something suspicious, under a beforehand permit from relevant bodies.
10. Help those bodies concerned with maritime pollution by mobilizing equipment and other necessary materials to polluted zones in the sea or along the coastline. It shall also help in combating pollution and ensuring maintenance of those equipment and materials and their return to original sites.
11. Contribute to execution of bilateral, regional and international agreements and treaties on protection of sea environment, conserving living and non-living natural resources, and organizing fishing in the regional sea, pure economic zone and continental shelf.
12. Coordinate and cooperate with counterpart bodies in neighboring states to fight any threats or challenges of regional harms in Yemen's seas, or seas of those states in accordance with effective bilateral and international agreements.

Article (6): The organizational structure of the Coast Guard Authority shall be comprised of the following main divisions:

1. Authority Board
2. Authority Chairman
3. Authority Undersecretary

4. General Administration for Maritime Security and Coast Safeguarding
5. General Administration for Operations
6. General Administration for Financial and Administrative Affairs
7. General Administration for Technical Affairs
8. General Administration for Telecommunications
9. Inspection Department
10. Coast Guard Institute
11. Public Relations & Guidance Administration
12. Office of Authority Chairman

Article (7): Minister of Interior shall issue the authority's by-law.

Article (8): This Decree shall be put into effect from the date of its issuance and shall be published in the Official Gazette.

Issued at Presidential Office, Sana'a
on Shawal 23, 1422 Islamic Calendar,
January 7, 2002

Gen. Rashad Al-Alimi
Interior Minister

AbdulGader Bajammal
Prime Minister

Ali Abdullah Saleh
President of the Republic

Constitution of the Republic of Yemen

PART ONE: THE FOUNDATIONS OF THE STATE

Chapter I: The Political Foundations

Article (1) The Republic of Yemen is an Arab, Islamic and independent sovereign state whose integrity is inviolable, and no part of which may be ceded. The people of Yemen are part of the Arab and Islamic nation.

Article (2) Islam is the religion of the state, and Arabic is its official language.

Article (3) Islamic Shari'ah is the source of all legislation.

Article (4) The people of Yemen are the possessor and the source of power, which they exercise directly through public referenda and elections, or indirectly through the legislative, executive and judicial authorities, as well as through elected local councils.

Article (5) The political system of the Republic of Yemen is based on political and partisan pluralism in order to achieve a peaceful transformation of power. The Law stipulates rules and procedures required for the formation of political organizations and parties, and the exercise of political activity. Misuse of Governmental posts and public funds for the special interest of a specific party or organization is not permitted.

Article (6) The Republic of Yemen confirms its adherence to the UN Charter, the Universal Declaration for Human Rights, the Charter of the Arab League, and dogma of international law which are generally recognized.

Article (38) The National Defense Council, headed by the President of the Republic, will exist to attend to matters pertaining to means of safeguarding the Republic and its security. The law shall determine its composition, duties and other functions.

Article (39) The police is a civilian and formal force which performs its duties for the service of the people and guarantees peace and security for the people. It shall preserve the law, keep public order, protect general behavior, implement the orders of the judicial authority and execute duties dictated to it by the Country's laws, and police by-laws in accordance with the law.

Article (40) Military, security, police and other forces shall not be employed in the interest of a party, an individual or group. They shall be safeguarded against all forms of differentiation resulting from party affiliation, racism, factionalism, regionalism and tribalism in order to guarantee their neutrality and the fulfillment of their duties in the proper manner. The members of all forces are banned from party memberships and activities according to the law.

PART TWO: THE BASIC RIGHTS AND DUTIES OF CITIZENS

Article (41) Citizens are all equal in rights and duties.

Article (42) Every citizen has the right to participate in the political, economic, social and cultural life of the country. The state shall guarantee freedom of thought and expression of opinion in speech, writing and photography within the limits of the law.

Article (43) The citizen has the right to elect and nominate himself as a candidate in an election, as well as the right to demonstrate his opinion in a referendum. The law shall regulate the provisions regarding the practice of this right.

ソマリア沖における海賊及び武装強盗に関する IMO 総会決議

(2007年11月29日採択)

(仮訳)

総会は；

1. 発生場所の如何を問わず、船舶に対するあらゆる海賊及び武装強盗行為に対し糾弾し及び非難する。
2. 全ての関係者が国際法に定める範囲内で、以下を確保するため支援可能な措置を執ることを要請する。
 - ① 船舶に対するあらゆる海賊及び武装強盗行為並びにそれらの未遂行為をすぐさま終結させるとともにあらゆる計画を止めさせること。
 - ② 奪取された船舶、船員及び他の乗船者の即時かつ無条件の解放及びそれらに何ら危害が加えられないこと。
 - ③
3. 各国政府に、発生場所の如何を問わず、国際法の規定に従い、船舶に対する海賊及び武装強盗行為の防止及び抑圧のための努力を強化すること及び特にソマリア沖において起こっているまたは今後起こるであろう行為に関して、海上における法の統治、生命の安全及び環境保護のために他の政府及び国際機関と協力することを強く要請する。
4. 各国政府に以下を速やかに行うよう強く要請する。
 - ① 自国籍船舶に、必要に応じて、特に避けるべき海域を含めて、ソマリア沖を航海する際に船舶が襲撃から自らを守るために行うべき適当な追加予防措置に関する具体的な助言及び指針を与えること。
 - ② 自国籍船舶に、必要に応じて、船舶が襲撃を受けている又はその脅威にさらされている際に導入すべき手段または行動に関する具体的な助言及び指針を与えること。
 - ③ 自国籍船舶に、ソマリア沖航行中の海賊及び武装強盗の未遂又は行われたという情報を迅速に最寄りの沿岸国及び適切な救助調整本部に確実に通報するよう奨励すること。
 - ④ 自国籍船舶に、ソマリア沖を航行する際に助言及び支援を求め又はこれらの船舶が当該海域における他の船舶、動静又は情報に関する保安上の懸念を報告できるよう連絡先を提供すること。
 - ⑤ 自国籍船舶がソマリア沖を航行する際に海賊及び武装強盗の未遂又は実行されたという情報を、適切な行動がとられるため事務局長に報告すること。
 - ⑥ 自国籍船舶に、自船及び近傍の船舶を守るために、近隣の沿岸国、その他の国又は権限のある当局が提供する手段及び助言を即座に実施するように奨励するこ

と。

- ⑦ ソマリア沖において起こった船舶奪取事件の迅速な解決に関し、自国籍船舶の船主、管理者及びオペレーターを支援するよう計画及び手段を必要に応じて構築すること。
 - ⑧ ソマリア沖における自国籍船舶への全ての海賊及び武装強盗行為及び未遂について調査を行うこと及び関連情報を機関に報告すること。
 - ⑨ 軍艦若しくは軍用航空機により又は政府の公務に使用されていることが明確に表示されたかつ識別可能な他の船舶若しくは航空機によって逮捕された海賊又は海賊及び武装強盗と疑わしいものを、自国の法に従い、引き受け及び起訴し又は引き渡すことが可能となるよう全ての必要な立法、司法及び法執行の措置をとることを要請すること。
 - ⑩ 世界食料計画によりソマリアへの人道援助物資を運搬する自国籍船舶に関し、軍艦若しくは軍用航空機により又は政府の公務に使用されていることが明確に表示されたかつ識別可能な他の船舶若しくは航空機による警護を受ける場合、下記のパラグラフ 6.4 を考慮して関係国と必要な協定を締結すること。
5. 各国政府に、事件の報告を受けた際近隣水域の航行を警戒するよう、ソマリア沖を航行中の船舶に、全世界航行警報サービス、国際セーフティネットサービスその他を通じて即座に関連した助言及び警告を送信するよう、自国の救助調整本部又は他の団体に指示するよう要請する。
6. ソマリア暫定連邦政府に以下を要請する。
- ① ソマリア領域内に起因する船舶に対する海賊及び武装強盗行為を防止及び抑圧しソマリアの海岸が海賊等の拠点として利用されないような措置をとること。
 - ② 海賊及び武装強盗に逮捕され、ソマリア領海内に連れられた全ての船舶が即座に解放されること及びソマリア沖を航行する船舶が今後海賊及び武装強盗行為の犠牲とならないことを確保する適切な措置をとること。
 - ③ IMO理事会の緊急要請を受け、海上での人命の安全、特に世界食料計画においてソマリアへの人道援助物資を運搬している又は物資を積み降ろした後ソマリアの港を出港している船舶の船員の安全を脅かす海賊又は海賊及び武装強盗と疑わしい行為に対して活動中であり、インド洋において展開中である軍艦若しくは軍用航空機により又は政府の公務に使用されていることが明確に表示されたかつ識別可能な他の船舶若しくは航空機が領海に立ち入ることに同意すること及び同意に関する条件を、国連安全保障理事会に通知すること。
 - ④ 軍艦若しくは軍用航空機により又は政府の公務に使用されていることが明確に表示されたかつ識別可能な他の船舶若しくは航空機が、ソマリアへの人道援助物資を届けるため世界食料計画に用船されている船舶がソマリアに向かっている際又は物資の積み降ろし後ソマリアの港を出港する際の警備をできるような必

要な協定を、上記のパラグラフ 4.10 を考慮して締結する用意があることを国連安全保障理事会に通知すること。

7. 当該地域の政府に、機関との協力の下可及的速やかに海賊及び武装強盗の防止、阻止、及び抑圧のための地域協定の締結及び実施を求める。
8. 他のすべての政府に、IMOと協力して、当該地域の政府の求めに基づきそれらの政府の取り組みを支援することを要請する。
9. 事務局長に以下を要請する。
 - ① 本決議を、検討及び適切だと思われるさらなる行動のため、国連事務総長に伝達すること。
 - ② ソマリア沖を航海する船舶への脅威の状況の監視を継続すること及び理事会に、適切かつ適時に、状況及びとるべきと思われる措置に関する報告を行うこと。
 - ③ ソマリア監視グループとの協力を構築及び維持すること。
 - ④ ソマリア及び近隣沿岸国に本決議への対応のための技術支援を提供するプロセス及び手段の構築について関係する政府及び機関と協議すること。
10. 海上安全委員会 (MSC) に、緊急案件として、MSC/Circ. 622/Rev.1、MSC/Circ. 623/Rev. 3 及び総会決議 A. 922 (22) について現在の傾向及び実行を考慮し、見直し及び更新を行うよう要請する。
11. 理事会に、ソマリア沖を航海する船舶への脅威の状況の監視を継続すること及びソマリア沖を航行する船員及び船舶の保護を確保するために必要と思われるあらゆる行動を開始するよう要請する。

ReCAAP アジア海賊対策地域協力協定

the Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia

2001年11月に小泉総理により提案されたアジアにおける海賊対策に関する地域協力の枠組みで、日本のイニシアティブにより進められてきたもの。

ASEAN10カ国、日本、中国、韓国、インド、スリランカ、パキスタンの16カ国が参加し、以下のような施策を内容としている。

- ①情報共有センター(ISC : Information Sharing Centre)を通じた海賊に関する情報共有体制・協力体制の構築
- ②海上保安機関の能力開発のための協力
- ③その他締約国間の協力強化

2004年11月、東京での会合で本協定が採択され、同時に情報共有センターがシンガポールに設置されることが決定された。

10カ国の署名・批准後90日で発効することとされ、2006年9月4日発効したが、マレーシアとインドネシアは、シンガポールに情報共有センターを設置することに反発し参加していない。(現在14カ国署名)

ISCの基盤となる情報共有システム(IFN System : Information Network System)の発注が発表されている。IFNは、基本的にISCのサービス/機能を全面的に支援するシステムとされており、ASEAN諸国等のRECAAP批准国の間における、海賊事件等に関する情報の共有や交換を主な目的としたものである。

ISCの主な業務

- ・ 締約国間における海賊事件に関する情報交換の管理と実施
- ・ 締約国からの海賊情報の収集・分析・とりまとめ
- ・ 統計、レポートの作成配布
- ・ 海賊事件の発生可能性が高い場合に、締約国へ事前警報を発信

IMB（国際海事局海賊センターThe IMB Piracy Reporting Centre）

IMB（International Maritime Bureau）は、国際商工会議所（ICC：International Chamber of Commerce）の下部組織として、1981年にロンドンに設置された民間非営利機関である。船主・船社・銀行・保険会社等が会員となり、各政府や国際機関・民間企業等からの海賊情報の収集や、発生事件へのスピーディな対応を行っている。

IMBセンターは、IMO及びINMARSATの支援の下、船会社や保険会社の寄付金で運営され、船籍・船主を問わず全ての船が無料で利用可能となっている。

1992年10月1日にマレーシアのクアラルンプールに設置され、24時間交代制勤務で稼働している。主な活動は次の通り。

- ① 海賊関連情報の通報を受け、他航行船舶、政府関係機関当局へ情報を提供し注意喚起すること。

1999年12月2日から、関連情報をインターネットで提供することを開始。1週間単位で情報を閲覧できるようになっている。

- ② 海賊事件の分析、レポートの編集
- ③ 海賊サイドとの直接的な接触により、迅速な事件解決を支援
- ④ 被害船の探索と窃盗貨物の回収
- ⑤ 海賊の司法機関への引渡支援その他

CMF 合同海上部隊(Combined Maritime Forces)

対テロ戦争の一環として、インド洋・アラビア海・ペルシア湾などで海上阻止行動/海上治安活動などの作戦行動を行なっている艦隊である。多国籍部隊であり、艦艇はアメリカ海軍を中心に各国から派遣されている。司令部はバーレーンに所在。司令官はアメリカ中央海軍/第5艦隊と兼任であり、緊密な連携行動が可能となっている。

編成

- ・ 第 150 合同任務部隊(CTF-150) : 2001 年編成
- ・ 第 151 合同任務部隊(CTF-151) : 2009 年 1 月編成
- ・ 第 152 合同任務部隊(CTF-152) : 2004 年 3 月編成。ペルシア湾の中南部における海上治安活動を行なう。アメリカ海軍、イギリス海軍や湾岸諸国艦艇が中心
- ・ 第 158 合同任務部隊(CTF-158) : 2006 年編成。ペルシア湾北部の石油プラットフォーム警備を行なう部隊。アメリカ海軍、イギリス海軍、オーストラリア海軍からなり、持ち回りで指揮を執っている。

CTF-150、CTF-151 Combined Task Force

CTF-150 には、米国、デンマーク、フランス、ドイツ、オランダ、パキスタン、英国及びカナダなどの各国海軍の 15 隻前後の艦艇によって構成されている。商船に対して付き切りの護衛を行うわけではないが、貨物船への海賊襲撃に対応した事例があり、自国艦隊による治安維持を行えない日本などにとっては頼るべき存在といえる。

米中央海軍司令部は、2008 年 8 月 22 日に海賊対策としてアデン湾海域に、海洋安全哨戒海域(a Maritime Security Patrol Area - MSPA)を設置した。アデン湾海域にこの回廊を利用することを奨励している。

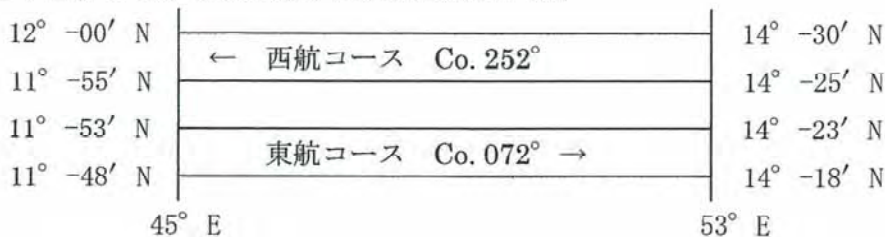
MSPA は、次のポイントに囲まれた海域である。

- ① 12-15N,45E, ② 12-35N,45E, ③ 13-35N,49E, ④ 13-40N,49E, ⑤ 14-10N,50E,
⑥ 14-15N,50E, ⑦ 14-35N,53E, ⑧ 14-45N,53E



IMB もこの MSPA を支持し、すべての船舶に対してこの回廊を通航するよう奨励している。

2009 年 2 月 1 日から次のように変更されている。





CTF-151 は、2009年1月8日に、CTF-150の任務のうち海賊対策のみを任務とするものとして創設されたもので、対象海域はCTF-150と同じである。

UKMTO UK Maritime Trade Operations - Dubai

UKMTOは英国海軍の活動の一環として2001年に設立され、インド洋・中東で多国籍軍と連携して、紅海、アデン湾、北緯5度以北、東経78度以西のインド洋（アラビア湾含む）の海域において運用する位置通報制度（任意）の運営、治安維持活動を実施している。基地はドバイにある。

位置通報制度では、船名、コールサイン、国籍、IMO 番号、船種、現在位置・速力、目的港などを通報する。

通報先は次の通り。

E-mail ukmtodubai@eim.ae

Telephone CO +971 50 552 3215

2IC +971 50 552 6007

Fax +971 4 306 5710

Telex (51) 210473

(UKMTO のウェブサイト)

<http://www.rncom.mod.uk/templates/MaritimeOperations.cfm?id=902>

EU NAVFOR アトランタ作戦

欧州連合部隊 (European Union Force, EUFOR) は、欧州連合・欧州理事会の指揮下にある多国籍軍で、旧ユーゴスラビアをはじめとする各地において平和維持活動を実施している。

コンコルディアー2003年3月から12月マケドニア旧ユーゴスラビアにおいて NATO の組織的支援の下に治安維持部隊としてコンコルディア欧州連合部隊 (EUFOR Concordia) を展開

アルテアー2004年12月よりボスニア・ヘルツェゴビナにアルテア欧州連合部隊 (EUFOR Althea) を展開。

DR コンゴー2003年に入るとコンゴ民主共和国では民族対立による内戦が激化、これを受けて、欧州連合が主体となり、フラン軍主力の多国籍軍がアルテミス作戦として投入、治安維持活動を行った。2006年6月からは DR コンゴ欧州連合部隊 (EUFOR DR Congo) を展開、2006年11月には撤退。

チャド・中央アフリカー2007年に国際連合中央アフリカ・チャド・ミッション(MINURCAT) の創設が決議され、その支援としてフランス軍を主力とするチャド・中央アフリカ欧州連合部隊 (EUFOR Tchad/RCA) が編成・派遣された。

ソマリア欧州連合海上部隊 (EU NAVFOR Somalia)

2007年頃からソマリア沖・アデン湾では海賊被害が増加してきたことから、欧州連合は国際連合安全保障理事会の決議を基に、ソマリア沖を航行通過する船舶に対する保護と海賊に対する抑止および世界食糧計画によるソマリア難民向け援助物資を載せた船舶に対する護衛を目的とした対策部隊の編成。2008年11月10日に軍艦6隻、航空機3機、人員約1200名からなるソマリア欧州連合海上部隊 (EU NAVFOR Somalia) を編成し通過船舶に対する護衛活動を開始した。

アトランタ作戦は、欧州連合主導のソマリア沖の海賊対策のために実施されている欧州連合部隊による軍事作戦で、作戦名はギリシア神話のアタランテーに因む。合同海軍護衛部隊の参加国は、ベルギー、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ギリシャ、オランダ、スペインおよびスウェーデンから成る。

マラッカ・シンガポール海峡合同パトロール

2004年7月、インドネシア、マレーシア、シンガポールの各国軍は、マラッカ海峡の三国による合同パトロール(Trilateral Co-ordinated Patrols Malacca Straits)と称する新たな領域海上安全保障作戦(コードネーム：Operation MALSINDO)を開始した。

各国海軍は作戦の一環として通年、5から7隻の巡視艇をマラッカ海峡に派遣する。コミュニケーション・ホットラインも設置した。いずれかの沿岸国の軍艦1隻が海賊船を追跡中の場合、別の沿岸国に通報が行われれば、その該当国領海への進入が承認される。

しかしながらマレーシアのナジブ・ラザク副首相は、「船舶の共有や他国の領海に入っている海賊の追跡はない。各国の基本的な領有権を尊重する必要がある」と述べ、また、インドネシアのハッサン外務大臣も国ごとに独自の領海の調整パトロールを実施すべきとしている。

2005年9月にはジャカルタにおいてIMO（国際海事機構）とインドネシアの共催で、マラッカ海峡の航行安全、セキュリティ、環境保護の推進のための国際会議（ジャカルタ会議）が開催され、沿岸3カ国（インドネシア、マレーシア、シンガポール）における同海峡の海上の情報把握を強化し、航行安全、セキュリティ等の強化を図るため、各国内及び各国間において情報交換することについて合意された。

また、2006年9月4日には、2001年に我が国が提案した「アジア海賊対策地域協定」（ReCAAP: Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia）が発効した。

2005年7月 ・英ロイズによるマラッカ海峡の戦争海域指定

同年9月 ・海峡3国(およびタイ)による空からの合同海域パトロール ("Eye in the Sky" Project) 開始

2005年12月 海峡3カ国が領海外における共通的な海賊追跡手順に合意

MSC 回章第 622 号(仮訳) 1993 年 11 月

海賊及び船舶に対する武装強盗
海賊及び船舶に対する武装強盗と戦うための政府に対する勧告

前文略

附属書

海賊及び船舶に対する武装強盗の対抗措置に関する勧告

海賊及び船舶に対する武装強盗

- 1 一連の手法や勧告が整備される以前には、関係する政府その他の機関にとって海上における海賊及び強盗事件に関する正確な統計をとり、これらの統計を襲撃の種類や地域別にとりまとめ、攻撃攻撃の特性を分析し、並びにこれらの統計を海賊に関心を有する全ての者に、わかりやすく、使いやすい形で普及、公表することが急を要する課題であった。
- 2 海賊及び武装強盗に対する現在進行中のあらゆる反対行動は、可能な限り海賊及び武装強盗を制圧するものでなければならない。これらの者は、国際法及び国内法のいずれにおいても犯罪者であることから、この任務は、一般的には関係国の公安機関が実施することとなる。
- 3 船舶は、海賊や武装強盗に対する自衛手段を講じることができ、また、講じるべきである。その具体的な手段については、改正 MSC 回章第 623 号により勧告されている。一方、公安機関は自衛手段について助言することができる。旗国は、かかる手段を船主及び船長が自らの責務と受け入れることを担保することが求められる。最終的には、船舶が海賊発生海域とされる海域を航行する場合に船員として警戒することは、船舶の船主、船長及び船舶運航者の責務である。
- 4 船舶にとって、各船が襲撃を受けたときにとるべき対応を記載した行動計画を策定することもまた重要である。沿岸国／寄港国は、かかる襲撃を予防するために最初に何をすべきか、及び襲撃に当たってとるべき行動を詳細に記載した行動計画を策定すべきである。旗国は、襲撃の通報を受けた場合にとるべき行動を詳細に記載した行動計画を策定すべきである。襲撃の結果として、船舶の衝突や座礁の可能性もあることから、沿岸国／寄港国は、それにより引き起こされる油や危険物の流出の対策を策定しておく必要がある。このことは、航行の制限される海域において特に重要である。
- 5 海賊及び船舶に対する武装強盗の予防及び抑止に関係する全ての国の機関は、最大限の効果によりその被害を最小限にするために適当な措置を講じるべきである。また、沿岸国／寄港国は、海賊及び船舶に対する武装強盗の予防及び抑止のための必要な施設及び行動の調整を整備すべきである。

- 6 各種機関の間の連絡及び協力並びに事件が沿岸国に通報された後の応答時間に関しては、
 - 1) 共通の専門用語、統合通信、一元化された指揮組織、統合行動計画、処理しやすい管理、事件を簡易化するための指定及び臨機応変な指揮を提供することに関心を有する各国において、運用上のみならず戦術上の対応のための事件指揮システムが採用されるべきである。
 - 2) 例えば密航、麻薬の密輸及びテロリズムといった、既存の海上の治安に関する問題を扱うしくみを事件の指揮システムに応用し、限られた資源を有効に活用するべきである。
 - 3) 通信センターの受けた警報を直ちに実際の対応をとる責任者に伝達するための手続を策定され、及びこれが既に確立されている場合には見直されるべきである。
- 7 全ての襲撃及び襲撃のおそれが、沿岸国／寄港国に知らされるよう、無線により直ちに最寄りの救難調整本部又は沿岸無線局に通報され、さらに詳細な内容について文書で続報されることが極めて重要である。襲撃に関する無線通報及び文書による報告を受けた場合、救難調整本部及びその他の関係機関は、直ちに次の行動をとらなければならない。
 - 1) 対応計画（対抗措置）が実施されるよう、地域の公安当局に連絡すること。
 - 2) 当該海域内にある他の船舶に、使用可能なあらゆる通信手段を用いて事件を警告し、注意を喚起すること。
- 8 海事当局が受け取った報告は、旗国の当該事件の発生した沿岸国政府に対する外交的働きかけに利用される。
- 9 沿岸国／寄港国は、その海域内におけるあらゆる海賊及び武装強盗事件を IMO に報告する。沿岸国／寄港国は、船舶から通報を受けた場合には直ちに呼出に応答し、及び対処するよう求められる。
- 10 通報内容の記録及び初動調査は、可能な限り、必要な技術と人材を有する中央機関により行われることが最も適当である。政府及び業者側の双方から求められる信頼性を維持するために、かかる当局は、その成果や他の事務において、正確で、権威があり、能率的で、かつ公平でなければならない。この責務を果たすのに最も適した機関は、IMO であると考えられる。その際、情報の提供のために、マレーシア・クアラルンプールにある IMB の海賊センターを補助的に利用することも考慮されるべきである。
- 11 緻密な評価作業は、襲撃及びそれに対した対応の状況及び背景を明らかにするためのさらなる情報に接することのできる沿岸国の公安機関により行われるべきである。
- 12 修正及び照合の段階が完了すれば、その結果はそれを欲する全ての当局に送付される必要がある。これらの当局には、沿岸国の政府、旗国政府及びその他の政府の部局が含まれる。
- 13 船長が全ての海賊及び船舶に対する武装強盗の事件を通報することを促すために、沿岸

国／寄港国は、船長及びその船舶の航行予定が不当に遅延されないこと、及び通報したことによって当該船舶が経費を負担させられることのないことを担保するようあらゆる努力を払う。

- 14 通報のあった事件の捜査並びに捕らえた海賊及び武装強盗の訴追について、
 - 1) 事件後の何時間もの混乱は、捜査の目的を果たすことができず、犯罪者を見失い、又は取り逃がす結果となることから、各国が襲撃後の捜査を実施する責任及び法的権限を有することを確立する。
 - 2) 指定された捜査機関は、標準的な捜査技術についての訓練を受けかつ自国の裁判に関する法的要件に精通した人材を有すべきである。なぜなら、襲撃者を訴追し、裁判にかけ、及び財産を没収することが、襲撃者を抑止する最も効果的な手段であることは、広く受け入れられているからである。
 - 3) 襲撃者は別の襲撃に関与しているおそれもあり、海賊及び船舶に対する武装強盗を独立したものと見てはならず、犯罪記録により有力な情報を確認するべきである。
 - 4) システムは、有力な情報が、捜査当局を含む適当な全ての関係者に周知されることを確保するよう位置づけられる。
- 15 IMO は、沿岸国に対し、その沿岸国の領海内で発生したと認められる武装強盗に関する報告を定期的に送付するとともに、当該沿岸国が行った調査の結果に関する情報を要求する。沿岸国は、事件の通報がなかったり、通報が調査を実施するには遅すぎたりして調査を行うことができない場合であっても、これらの問い合わせに応じるのが求められる。全てのかかる対応は、継続して委員会の会合に回章されるべきである。

管轄及び捜査

犯罪の管轄

- 16 海賊又は船舶に対する武装強盗行為により、いずれの国の管轄権にも属さない場所において逮捕された者は、実質的な当時国との間の同意に基づいて捜査を行う国の法に基づき訴追される。

実質的当事国とは、次のものをいう。

- 1) 捜査の対象となった船舶の旗国
- 2) その国の領海内で事件が発生した国（継続追跡権を含む。）
- 3) 事件により、その国の環境に重大な危険、若しくはそのおそれを生じた国、又はその区域内において国際法のもとに当該国が管轄権を行使することが認められている国
- 4) 事件により、その国又はその国が国際法に基づき管轄権を行使することが認められている人工島、設備、構築物に対する重大な危険又はそのおそれを生じた国
- 5) 事件により、当該国の国民が死亡し又は重傷を負った国
- 6) 捜査上重要と思われる情報を有している国

- 7) 他の何らかの理由から、主導的に捜査を行っている国の判断により重大に関与が認められた国
 - 8) 他の国から、乗組員、旅客、船舶及び積荷に対する乱暴の抑止又は証拠の収集に関して協力を求められた国
 - 9) 国連海洋法条約第 100 条に基づき抑止し、同条約第 110 条に基づき臨検の権利を行使し、又は同条約第 105 条に基づき海賊船又は海賊航空機を拿捕した国
- 17 国は、自国がかかる攻撃を行った者を逮捕、訴追することを担保するための法律の整備を含む、海賊及び船舶の武装強盗の攻撃に対する管轄を確立するため必要な措置をとることが勧告される。
- 18 ある国の港に入港するためには、船舶は、支払いその他の必要のためかなりの現金を持っておく必要がある。船内の現金が、襲撃者を引きつけるものとして働いている。為替管理による両替の制限があるため、多額の現金の持ち合わせが必要な国があり、そのような国は、早急により柔軟な対応をとるよう求められる。
- 19 旗国は、襲撃発生海域内で運航している全ての船舶が、船内保安計画を備えることを促進すべきである。船内保安計画は、遭遇する可能性のある危険、乗組員の役割、能力及び訓練、船内に安全な区画を確保する能力並びに船内に備えられている監視装置について明らかにしておかなければならない。
- 20 船舶は、可能な限り襲撃が発生している海域から離して航路を設定すべきであり、特に、狭水道を避けるべきである。錨泊中の船舶に対する襲撃が発生している港に入港しようとする場合には、船舶は港外に錨泊することや、速力を減じ、又は海岸線から十分に距離をおいて迂回航路をとることにより、錨泊時刻を遅らせ、危険にさらされる時間を短くすることを考慮する。かかる措置により、船舶の停泊の優先順位に影響が及ぼされるべきではない。用船契約に当たっては、船舶が襲撃が発生している海域から離れて航行することの必要な場合や、港で襲撃が発生し、使用可能な岸壁がなかったり、沖荷役が遅れて当該港への入港を遅らせる必要のある場合もあることを考慮する。
- 21 海賊及び船舶に対する武装強盗の影響を受ける海域の沿岸国は、
- 1) 海賊及び船舶に対する武装強盗の襲撃に関するあらゆる通報にできる限り迅速に対応するために、海賊及び武装強盗の発生する全ての地域が、常時運用される沿岸地球局によりカバーされるようにする。その沿岸地球局は、当該区域を担当する沿岸国又は隣接する国に配置されることが望ましい。
 - 2) 海賊発生海域とされている区域において国境を接する国は、海賊及び武装強盗の抑止のための協力に関する協定を締結すべきである。かかる協定の例を本章の Appendix 5 に添付する。
 - 3) 地域協力の更なる推進のために、戦術面並びに運用面での対応の調整を簡易化することに関する地域協定が関係国間で締結されるべきである。
- 3-1. かかる協定は、情報の伝達方法、共同の指揮及び管理の手続（地域指揮系統）

の策定、緊密な連絡の確保、共同作戦並びに入域及び追跡のための方針の統一、全ての海上治安関係者を含む当事者間の連携の確立、特別の合同訓練及び捜査官相互の意見交換の実施、並びに戦術及び運用実務者の共同演習の実施について詳細に記載する。

3-2. 既存の（二国間又は地域間の）協定は、必要な場合には、自国の領海から当該協定を締結している他の国の領海への追跡の延長を認め、及び被害船からの通報を受けたら直ちに他国の管轄の中への追跡の延長の承認を与えることを確保するための詳細な運用手続を認めるよう見直されるべきである。

- 4) 全ての国は、他国の RCC から連絡を受ける場合に備え、自国の RCC が常時英語による通信が可能なことを担保することを求められる。このため、英語の記述及び会話の両方に堪能な者を常時少なくとも 1 名配置する。
 - 5) 特定の地域に関する緊急通報及び安全通報を国の指揮下にある沿岸地球局及び RCC が受けた場合に、調整すべき問題及び予想される遅延をできるだけ少なくするため、各地域の主だった者による意見交換のための定期的な会合やセミナーを開催し、様々な状況に応じた適切な手段や行動を確立することが求められる。当該手続や行動が有効に機能するよう、定期的な訓練を行うことも検討する。
 - 6) NAVTEX 放送で網羅されている区域において襲撃が報告された場合には、「重要」又は「至急」の範疇の適切な海賊／武装強盗襲撃警報を送信されるべきである。かかる警報ができる限り早期に送信されることにより、船舶は予め襲撃を防止するための適当な措置を講じることができる。NAVTEX 放送で網羅されていない区域において襲撃が報告された場合には、海賊／武装強盗襲撃警報は、インマルサットシステムを通じ、EGC セーフティ・ネットのメッセージとして発信されるべきである。この目的のために、関係当局は、関係地域を網羅する 1 又はそれ以上の沿岸地球局を整備し、「情報提供者」として登録されることが求められる。（MSC 回章第 805 号参照）
 - 7) レーダー探知システム又は VHF 方位探知システムを整備し、又は整備を計画している国は、このような施設の海賊／武装強盗対策に対する潜在的適合性を調査することを求められる。このような施設が当該目的にふさわしいものであると判断されれば、これらの施設及びこれらを素早く効果的に使用する手続が確立されなければならない。
- 22 事件への対応は、十分に計画され、訓練されること、及びその関係者ができる限り船舶の状況に精通していることが重要である。したがって、海賊及び船舶の武装強盗行為への対応に責任を有する者は、外洋か港内かを問わず、最も遭遇しそうな船種の一般配置及び特徴について訓練されるべきである。船舶所有者は、必要な習熟のために船舶と接触する機会を準備することによりな公安機関との協力を促進すべきである。
- 23 沿岸国は、海賊及び武装強盗に対処するための適当な装備を備えたヘリコプターの使用

を検討すべきである。

- 24 通航規則を改正し、海賊がしばしば発生する海域においては、襲撃を受けている船舶が法定以外の灯火の閃光又は明滅を行うことを認めるべきである。
- 25 海賊及び武装強盗の影響を受ける沿岸水域の周辺国は、相互の船舶及び航空機による合同パトロールを創設し、又は維持して行くべきである。
- 26 公安機関及び政府は、このような違法行為を含む犯罪を容易に発見、確認するために近隣国の対応する組織と緊密な連絡を維持すべきである。既に海賊及び武装強盗と戦うための良好な協力体制を確立している国もある。
- 27 RCC の要員は、彼らが遭遇した海賊及び武装強盗に関する報告を最も効率的に伝達する方法を訓練されていなければならない。このためには、場合によっては、他の RCC や海岸無線局への通報、当該海域の公安機関や監視船への周知及び警報放送の発出その他の適当な手段をとるための段階を踏むことを促進させる必要がある。

MSC 回章第 623 号 (仮訳) 1993 年 11 月

海賊及び船舶に対する武装強盗

海賊及び船舶に対する武装強盗の予防及び抑止のための
船舶所有者、船舶運航者、船長及び乗組員に対する手引き

前文略

附属書

海賊及び船舶に対する武装強盗の予防及び抑止のための
船舶所有者、船舶運航者、船長及び乗組員に対する手引き

前 書

- 1 本回章は、公海における海賊並びに錨泊中又は港外若しくは沿岸国の領海内の航行中における武装強盗の危険を軽減するためにとるべき予防措置に関する、船舶所有者、船長及び乗組員の注意を喚起することを目的としている。本回章は、攻撃の危険を軽減するために踏むべき段階、攻撃に対しとり得る対応、及び、攻撃があった場合に、それが成功したか未遂に終わったかにかかわらず、関係する沿岸国の当局及び旗国の海事当局に対し報告することの必要性の概要を示したものである。かかる報告は、必要な行動をとることができるよう、できる限り直ちになさなければならない。
- 2 これらの勧告は、多くの資料の中から抜粋したものである。明らかに矛盾する助言がある場合には、選択した理由を述べている。

海賊の目的

- 3 船舶のハイジャックや積荷の窃盗に加え、東南アジアにおける海賊の主な標的は、船の金庫の中の現金や乗組員の所持品及びロープを含む持ち出し可能なあらゆる船用品である。南米においては、海賊及び武装襲撃の襲撃の中には薬物に関係しているものもある。コンテナを荒らした形跡があった場合には、船舶が港内に停泊した際に侵入者が侵入し、その後獲物をもって立ち去ったものと考えられる。このため、出港前の居室の点検確認を行うことが望ましい。

海賊及び武装強盗を引きつける要因の排除

船の金庫内の現金

- 4 船長室の金庫には、多額の現金があると信じられており、それが襲撃者を引き寄せる。多くの場合それは事実であり、相当の金額が奪われてきている。運航上の必要や乗組員の要望に応えるため、また、為替管理による両替の規制のある国もあるため、船内金の持ち合わせが必要な場合もあり、このことが襲撃者を引きつけるものとして働いている。襲撃者は状況が明らかになるまで船長や乗組員を脅迫するのである。船舶所有者は、船内に多額の現金をおく必要のないような方策を検討すべきである。国による為替管理の規制が船内に現金をおく理由となっているとすれば、この問題は、海賊及び武装強盗に

よる襲撃をなくすための国際的な取り組みの一つとしてより柔軟な対応を促すよう要請すべきか否かという、船舶の旗国の海事当局の判断に帰結する。

船長及び乗組員の判断

- 5 船長は、襲撃者が船舶と陸上との間の通信を傍受し、及び傍受した情報を目標を定めるために利用する可能性のあることに留意する。したがって、海賊の発生しているにおいては、無線により貨物その他の船用品に関する情報を送信する場合には、十分注意すべきである。
- 6 襲撃の発生している地域の港において上陸する乗組員は、航海又は積荷について、特に船舶の業務と関係のない者に話すべきではない。

船員の減員

- 7 今日の船舶の乗組員数の削減も襲撃者を助長している。少人数の乗組員で、輻輳海域又は制限海域を航行する船舶の航行の安全を確保しなければならない上に、長時間高いレベルの安全確認を維持するというやっかいな作業が付加されることとなる。船舶所有者は、船舶が海賊の発生海域において航行中又は港外に錨泊中には、見張りを増員することが望ましい。船舶所有者は、乗組員を支援し、船舶を守るために、適当な監視装置を装備するよう配慮することが望ましい。

推奨された訓練

- 8 以下に概説する勧告により実施すべき事項は、事件の報告、商業団体により発表されている助言及び船舶の安全を高めるために策定された方策を基に作成されている。勧告が対象とし、又は適用される範囲は、もっぱら襲撃の発生する地域内で運航している船舶の船主及び船長に関する事項である。海運業界は、他の既存の勧告による助言も利用する。
- 9 勧告による行動は、海賊及び武装強盗の発生海域の航行に伴う局面毎に分けられている。この局面は、主な段階を、海賊及び武装強盗でない状況、海賊及び武装強盗と疑わしい状況及び海賊及び武装強盗と確認された状況に分けている。いずれの状況にあるかによって、何を実施し何を実施しないかが決定される。

海賊及び武装強盗の事前の措置船内保安計画

- 10 襲撃発生海域内を運航することが予想される全ての船舶は、海賊及び武装強盗に関する船内保安計画を備えるべきである。海賊対応計画は、遭遇する可能性のある危険、乗組員の役割、能力及び訓練、船内に安全な区画を確保する能力並びに船内に備えられている監視装置について明らかにしておかなければならない。この計画には、特に次のことが含まれる。

- 1) 監視の強化及び照明の使用、監視及び探知のための設備の必要性、
- 2) 襲撃のおそれが認められ、又は襲撃が発生した場合の乗組員の対応
- 3) 実施すべき無線警報の手続
- 4) 襲撃又は襲撃未遂の後に行うべき報告

船内保安計画は、船長及び乗組員が海賊及び武装強盗による襲撃に伴う危険を十分に認識することを担保するものでなければならない。特に、船員が襲撃に対し過激な対応をとったときに発生する危険について記載されなければならない。一旦襲撃が発生した場合、特に、一旦襲撃者が船舶に乗り込んでしまった場合には、過激な対応は、船舶及び船内にある者に対する危険を著しく増すこととなる。

- 11 船橋、機関室、操舵室、士官居室及び部員区画に通じる全ての扉は、船内保安計画にしたがって、常時安全に管理下におくとともに、定期的に巡回する。襲撃者に侵入が困難であるとわかるような安全区画を設けるよう努める。
- 12 事件への対応は、十分に計画され、訓練されること、及びその関係者ができる限り船舶の状況に精通していることが重要である。したがって、海賊及び船舶に対する武装強盗行為への対応に関する公安当局の責任者は、外海か港内かにかかわらず、最も遭遇しそうな船種の一般配置及び特徴について訓練されるべきであり、船舶所有者は、必要な習熟のために船舶と接触する機会を準備することにより公安機関との協力を促進すべきである。

航路設定及び錨泊の延期

- 13 船舶は、可能な限り襲撃が発生している地域から離して航路を設定すべきであり、特に、狭水道を避けるべきである。錨泊中の船舶に対する襲撃の発生している港に入港しようとする場合には、船舶は港外に錨泊することや、速力を減じ又は海岸線から十分に距離をおいて迂回航路をとることにより、錨泊時刻を遅らせ、危険にさらされる時間を短くすることを考慮する。港湾当局との接触は、着岸の優先順位に影響のないことが確保されるべきである。用船契約に当たっては、港で襲撃が発生し、使用可能な岸壁がなかったり、沖荷役が遅れる場合には、当該港への入港を遅らせる場合もあることを考慮する。

船内保安計画の実施訓練

- 14 襲撃の発生している地域に進入する場合には、船舶の乗組員は、海賊対応計画に定められている手続の訓練を行い、習熟しておく。警報の信号及び手続は、十分に訓練しておく。指示が船舶位置通報制度又は個人の無線により行われることとなっている場合の指示は、使用される言語にあまり堪能でないものにも容易に理解できるものとする。
- 15 港内で錨泊中又は影響のある海域を航行中において、船内に進入可能な場所及びそのカギ並びに船内の安全区画を全て安全に管理しておくことを完全に担保することは不可能である。乗組員は、船舶に備えられたあらゆる監視設備の使用方法を訓練する。計画

と訓練は、襲撃が発生した場合を想定してなされる。襲撃が発生しないと楽観視してはいけない。船舶が警戒しており、訓練された乗組員が船内保安計画を実施していることを襲撃者に明示することは、船舶の襲撃を思いとどまらせるのに役立つ。

錨泊中及び港内における予防措置

- 16 襲撃の発生している海域においては、港内に停泊中又は錨泊中は、乗船者を制限し、記録し及び管理することが重要である。乗船者の写真をとることは、有効な抑止策であり、襲撃に先立って船内に侵入した襲撃者を特定することに役立つ。フィルムは、その後の襲撃事件を解明するのに必要である。襲撃者は、獲物を選び出すために積荷目録に関する情報を有していることが指摘されていることから、積み荷の種類や配置に関する情報の文書の閲覧を制限するためのあらゆる努力が払われるべきである。
- 17 出港前には、船内を厳重に点検し、全ての扉及び出入口を安全に管理しておく。このことは、船橋、機関室、操舵室及び他の目の行き届かない区画において重要である。扉及び出入口は、その後も定期的に点検する。船内の非常事態が発生したときに使用する扉及び出入口の管理の計画に当たっては、慎重な配慮が必要である。船舶や乗組員の安全について妥協してはならない。
- 18 港内や錨地で各船が雇っている警備員は、その当直中、相互に、及び港湾当局と連絡を取るべきである。かかる警備員を調査するのは、警備会社の責任である。警備会社自身は、適当な当局による調査を受ける。

当直及び船内巡視

- 19 船内巡視の励行は特に重要である。襲撃の最初の兆候は、多くの場合、襲撃者が船橋や船長室に現れるときに認められている。襲撃のおそれを早期に警報することは、音響による警報の実施、他の船舶又は沿岸の当局への緊急連絡、容疑船舶の照射、回避するための操船の実施その他の対応をとる機会を与えることとなる。船舶が襲撃船の接近に気づいたことを示すことは、襲撃者の抑止力となる。
- 20 船舶が襲撃の発生している海域の中にあり、又はそのような海域に接近する場合には、船橋当直の見張りを二重にする。後部やレーダーの死角に見張りを追加することも検討する。会社は、船橋の見張り要員のために暗視双眼鏡への投資を考慮すべきである。レーダーには、常時要員を配置する。しかし、それでも、感度の低い高速で移動するボートを船用レーダーで捉えるのは困難である。ヨット用のレーダーを船尾に装備すれば、船舶が航行中に船尾から接近する小型ボートを探知することのできる補助レーダーとなる。錨泊中の船舶が、適切な場所に装備されたヨット用レーダーを使用することは、至近に接近する小型のボートの警戒にも役立つ。
- 21 航行中の船を追尾していると思われるボートを発見するためには、レーダーと目視による見張りを継続して行うことが特に重要である。しかし、海賊船は、襲撃を開始すると

きには急速に接近してくる場合がある。自船と併走し、又は追尾する形で同じ針路及び速度で航行していると認められる小型のボートは、襲撃船の疑いがあるもの考える。疑わしいボートを認めたときには、最初のボートは囿で、最初の船に気を取られている間に、2番目のボートから移乗するおそれもあることから、全方向の見張りを継続することが重要である。

- 22 海賊の発生地域を頻繁に航行する船舶を所有する会社は、夜間の海賊船を発見するレーダー及び目視による監視能力を高めるために、より高性能な視覚・電子機器の購入及び使用を考慮すべきである。それにより、起こり得る襲撃に対する早期の警報を得る可能性が高められる。特に、夜間監視装置の装備、船尾の死角をカバーする補助レーダー、船内テレビ及び有刺鉄線のような物理的設備を設置することを考慮すべきである。切迫した状況においては、殺傷能力のない武器を使用してもよい。赤外線探知及び警報装置も利用できる。

通信手続

- 23 船長は、襲撃の発生している海域の中にあり、又はそのような海域に接近するときは、適切な資格を有する無線従事者を常時配置することを確保すべきである。
- 24 襲撃が発生している海域に入る前には、GMDSS の設備が装備されているが、船位情報が電子航行援助施設により自動的に更新されない場合には、手動により一定の間隔で適当な通信機器に船位情報を入力することが強く求められる。船長は、適当な時期の使用に備え、影響のある海域に進入する前に GMDSS のインマルサット C の警報プログラムを入力しておくべきである。(MSC 回章第 805 号)

無線当直及び対応

- 25 襲撃の発生する海域においては、適当な海岸局及び海軍当局との間の無線を常時当直する。この当直は、全ての遭難及び安全周波数、特に VHF16 チャンネル及び 2,182kHz について行う。船舶は、当該海域で放送される全ての海上安全情報を聴取する。インマルサットの高機能グループ呼出システム (EGC) による放送は、通常セイフティ NET サービスを使用して行われるものと思われることから、船舶所有者は、襲撃の危険のある地域又はその付近においては、適当な EGC 受信機を常時使用可能な状態にすることを担保する。船舶所有者は、この目的のために、例えば緊急でない放送を行うため商業目的に使用されている船舶地球局のような受信機を備えることを考慮すべきである。
- 26 国際海事機関 (IMO) は、1992 年 8 月に承認された MSC 回章第 597 号によって、海賊及び武装強盗の襲撃に関する報告を、当該地域を担当する救難調整本部 (RCC) に行うべきことを勧告している。MSC 回章第 597 号は、また、政府は、RCC が襲撃に関する報告を適当な公安機関又は海軍当局に伝達することができるようにすべきであることも勧告している。

- 27 襲撃に発展するような疑わしい行動を認めるときには、船舶は、関係する RCC に連絡することが求められる。船長が、このような移動物体を航行に直接危険を及ぼすおそれがあると判断したときには、適当な RCC に通報するのみならず、付近にある他の船舶に警告を与えるため、全ての無線局あて（CQ）に危険通報を発信する。危険通報は、安全通報として、VHF チャンネル 70 を使用し、平易な言語で送信する。これらの手続の前には、安全信号を行う。
- 28 船舶の安全が脅威にさらされていることについて明確な根拠があると船長が判断した場合には、船長は、直ちに関係する RCC 及び、適当であると判断される場合には、VHF16 チャンネル、2, 182kHz、その他、例えばインマルサット等の適当と思われる他のあらゆる無線通信手段により、全ての無線局あてに危険通報を発信する。これらの全ての通信の前には、全船舶緊急用の VHF チャンネル 70 又は 2, 187.5kHz による「PANPAN」又は「DSC」の呼出しによる適当な緊急信号を行う。緊急信号を行ったにもかかわらず襲撃がなかった場合には、当該船舶は、対応が必要ないとわかった段階で、できる限り速やかに当該通信を取り消す。取り消しの通信は、全ての無線局に対して行なう。
- 29 襲撃が発生し、船舶又は乗組員が直ちに援助を要請すべき重大かつ切迫した危険のある状況にあると船長が判断した場合、船長は、直ちに、使用可能な全ての無線通信手段を使用して、適当な遭難警報（メーデー、DSC 等）に引き続き遭難通信を行わせる。適当な RCC は、通信を受信したことを通報するとともに、交信の設定に努める。遅延時間を最小限にするために、船舶は、船舶地球局を使用するときは、RCC が通常使用している沿岸地球局を使用することとする。
- 30 船長は、遭難通信が切迫した危険のある場合に限り使用するものであること及びこれを緊急の目的以外で使用することは、真に直ちに援助が必要な船舶からの交信に対し十分な注意が払われない結果となるおそれがあることに留意する。その使用に当たっては、将来にわたってその機能を損なうことのないよう、慎重な注意を払わなければならない。遭難通信の発信が必ずしも適当とはいえない場合には、緊急通信を使用する。緊急通信は、遭難通信を除く全ての通信優先する。

標準通信様式

- 31 appendix2 の船舶の標準通信様式は、全ての海賊及び武装強盗警報の速報及び続報のためのものである。

灯 火

- 32 船舶は、特に 1972 年の海上衝突予防規則第 20 条 (b) の規程に留意しつつ、安全航行に支障のない範囲で、使用可能な全ての灯火を点灯する。航行の安全に危険を及ぼすことなく実施することが可能であれば、船首及び舷側の照明も点灯する。他の船舶に錨泊しているとの誤解を与えるおそれがあるため、船舶は、航行中は甲板上の照明を点灯す

べきではない。探照灯の広域照射により船の後部区域を照射するのもよい。怪しいと思われる小型船を確認するために、可能であればレーダーを補助的に利用し、発光信号灯を組織的に使用することも可能である。入港中又は錨泊中に、実行可能な範囲において船舶の安全区域の外に実際に乗組員を配置することは、接近する襲撃者が奪うべき獲物を定めることのできる目の届かない死角や甲板上の照明により照射されない部分に有効である。

- 33 漂泊中の船舶は、法定の航海灯を除き、灯火を消すべきであるとされている。このことは、襲撃者が船舶に接近する場合の手がかりとすべき位置の設定を妨げることとなる。さらに、襲撃者が接近したときに灯火を点灯することは、船舶が襲撃者を発見していることを警告することとなる。しかしながら、商船において継続して全ての灯火を消したままでは困難である。突然灯火を点灯することは、襲撃者に対する警告や目くらましとなる。これはまた、暗視装置の機能が一時的に失われるという極めて重大な点での不利を生じることとなる。これらを勘案すると、この方法は推奨できない。

安全区域

- 34 船橋、機関室、操舵室、士官居室及び部員区画に通じる全ての扉は、船内保安計画にしたがって、常時安全に管理下におくとともに、定期的に巡回する。襲撃者に侵入が困難であるとわかるような安全区画を設けるよう努める。船舶の安全区画には、特別の侵入管理システムを装備することを検討する。このような安全区画に侵入することのできる荷役口昇降口及び舷窓は、確実に閉鎖し、ガラスは、できる限り積層ガラスにする。安全区画の内部の扉のうち、船橋、通信室、機関室及び船長室といった重要区画に直接通じるものは、強度を増し、特別の侵入監視装置及び自動警報を装備すべきである。
- 35 安全区画又は重要区画への出入りに使用される扉は、事故が発生した場合における安全に特に注意を払う。安全と保安に矛盾が生じるような場合には、いかなる場合においても安全が優先される。とはいうものの、上記の侵入及び脱出経路の保安管理に関する適当な安全規則を定めるべきである。
- 36 船舶所有者は、船内の安全区画、重要区画の入口に通じる通路及び船橋への主な侵入場所を網羅し、記録する船内テレビを備えることを検討すべきである。
- 37 襲撃者による乗組員個人の拘束を防止するため（乗組員の拘束及び脅迫は、襲撃者が船内を制圧するための最も一般的な手段の一つである。）、安全区域外での作業を特に命じられていない乗組員は、夜間は安全区域から出るべきではない。やむなく夜間の安全区域外での作業を行う場合にも、常時船橋と連絡をとり、襲撃が発生した場合には直ちに安全区域に戻るための複数の経路を利用する訓練を行っておく。襲撃の際に安全区域に戻ることができないおそれのある乗組員は、事前に一時避難場所を決めておく。
- 38 船内の安全区域内には、襲撃の際に乗組員が集合し、乗組員の所在地及び人数を船橋に連絡するための集合場所を定める。

警 報

- 39 襲撃者の接近に対しては、船舶の汽笛を含む警報信号を鳴らす。警報及び応答のサインは、侵入者をひるませる。船内における襲撃者の所在位置を知らせる警告の信号又は放送は、状況を明らかにし、乗組員が安全区域に戻るための最適の経路を選択するのに役立つ。

遭難信号用の火焰の使用

- 40 船上において火焰の使用が許されるのは、船舶が遭難し、直ちに援助が必要な場合に限られる。船舶が重大かつ切迫した危険があることを示すのではなく、単に他の船舶に警告するために救難信号用の火焰を使用することは、無線による遭難信号（パラ 2624 参照）の正規でない使用法と同様に、それを正規に使用し対応すべき場合における本来の効果を減じるものとなる。他の船舶対し襲撃の危険を警告するためには、遭難信号用の火焰よりは無線を使用すべきである。遭難信号用の火焰の使用は、襲撃者の行為により船舶に切迫した危険が生じると船長が判断した場合に限られる。

避航操船及び放水の使用

- 41 船舶の航行上の安全が確保される限りにおいて、船長は、襲撃者が接近したときに、大舵角を取ることで襲撃者のボートを振り切ることも考慮する。船首波や引き波の作用は、襲撃者を妨害し、又は襲撃者が船舶にポールやカギ付きロープを引っかけるのを困難にする。この種の操船は、例えばマラッカ・シンガポール海峡のように、制限水域、輻輳水域及び陸岸の近くの水域において、また、喫水の関係で航路が制限される船舶によっては行われるべきではない。
- 42 水ホースの使用も考慮されるべきであるが、回避操船を行っているときには実施は困難である。襲撃者を抑止し、撃退するためには、1 平方インチ当たり 80 ポンド以上の水圧が必要である。襲撃者は噴出する水と格闘しなければならないばかりでなく、放水により襲撃者のボートが浸水し、機関及び通信機器に損害を与えることとなる。ホースを操作する者を防護するためにも、放水訓練のための専用の機材を装備することも考慮する。襲撃の危険が認められたときには、すぐにホースを連結して放水することができるよう、予備の消火ホースを何本か装備しておくことが望ましい。
- 43 乗組員が全員安全区域に避難するための時間を考慮して、襲撃者を躊躇させ又は襲撃者の乗船を遅らせることに成功したと判断される場合には、避航操船及び放水は、中止しなければならない。急転舵を続けると、船上にある襲撃者は安全に襲撃船に戻れるかどうか不安になり、襲撃者の早期の退船を促すこととなる。しかし、襲撃者が乗組員を捕らえている場合には、この種の対応は、襲撃者の報復につながるおそれがある。したがって、船長が、これらの措置が襲撃者に対し優位に立つ上で有効であり、かつ、船上に

ある者に対する危険がないとの確信がもてない限り、これらの措置をとるべきではない。襲撃者が既に乗組員を拘束している場合には、これらの措置をとるべきではない。

火 器

- 44 個人や船舶の防御を目的とした火器の装備や使用は、厳に慎まなければならない。
- 45 船内における火器の装備は、襲撃者の火器の装備を促すこととなり、既に危険な状況をさらに助長させることとなる。また、いかなる火器を船内に装備しようとも、それは襲撃者にとって格好の目標となる。火器の使用は特殊な訓練と適性を必要とするし、船内に装備する火器に伴う事故の危険は重大である。人を殺した場合には、たとえ当人は自衛措置としてとった行動であると思っけていても、裁判において予期せぬ結果となる場合がある。

海賊及び武装強盗の攻撃を察知し、又は攻撃が行われようとしている段階

海賊及び武装強盗容疑船の発見

- 46 襲撃の兆候の早期発見することが、最初の防衛線である。巡回及び調査を実施していれば、海賊及び武装強盗を早期に発見することができる。この段階で、appendix 2 の船舶の標準通信様式を使用し、RCC を通じて最寄りの沿岸国の公安機関に通報する。当該船舶の乗組員は警戒体制をとるとともに、まだ防御配置についていない乗組員は配置につく。回避のための操船及び放水は、準備の段階で詳細にわたって周到に用意しておく。

海賊及び武装強盗が襲撃しようとしていることが明らかになった場合

- 47 沿岸国の公安機関と接触していないときには、連絡の設定に努める。乗組員は準備体制を整え、地域的規則で襲撃を受けている船舶がそうすることを認められている場合には、付近の船舶に襲撃が発生しようとしていることを警告するために音響と光の信号を併用する。航行条件が許す限り、回避操船を続行し、最大速力を維持する。

海賊及び武装強盗船の接近又は接触

- 48 乗込み場所へ放水し続ける。これにより、船舶の乗組員が無用の危険にさらされることなく、引っかけられたカギ付きロープやフックを、はずすことができる場合もある。

海賊及び武装強盗の移乗開始

- 49 この段階は、危険であるので、海賊の移乗が避けられないことが判明したら直ちに全ての乗組員は安全な場所に避難しなければならない。

海賊及び武装強盗の襲撃

- 50 第一の防衛線は、襲撃の蓋然性を早期に発見すること、第二は襲撃者の実際の移乗を防

ぐことである。しかし、襲撃者は船舶への移乗に成功することが多い。海賊及び武装強盗の多くは、襲撃し易い標的を探し求めるご都合主義者であり、特に乗組員が襲撃者の乗船に気づき、警報を鳴らしている場合には、時間的余裕もない。しかしながら、襲撃者は、盗みや暴行をエスカレートさせることにより、直面する時間のプレッシャーを補うこととなる。

襲撃者が乗り込んできた場合の、船長及び乗組員の行動の目的は、次のとおりである。

- 1) 船内にある者の安全を最優先とすること
 - 2) 船舶の運航要員を確保するよう努めること
 - 3) できる限り早期に襲撃者を船内から立ち去らせること
- 51 船長及び乗組員がとることのできる選択肢は、襲撃者が、船長及び乗組員に彼らの要求を受け入れさせるために、例えば船橋や機関室の制圧、乗組員を脅迫するための拘束によって、船舶をどの程度制圧しているかによって異なる。しかしながら、たとえ全ての乗組員が安全区域に避難している場合でも、船長は、例えばタンカーや化学物質運搬船上での火炎弾の使用など、襲撃者が安全区域の外で引き起こす原因により生じる船舶の危険にも常に注意しなければならない。
- 52 全ての乗組員が安全区域内にあって、船長が、襲撃者が侵入し、又は安全区域外における襲撃者の行為によっては船舶が切迫した危険に陥ることはないことを確信する場合には、襲撃者がボートに戻るよう仕向けるような操船をすることも考慮する。
- 53 十分に組織された乗組員による反撃が、過去に襲撃者を船舶から立ち去らせることに成功した例もあるが、この方法は、乗組員に対する危険がないことが保証される場合に限り適切である。この種の措置を試みるに当たって、船長は、襲撃者の船内における位置、火器その他の殺傷能力のある武器の所持の有無及び、襲撃者以外の者を含む襲撃船の乗組員の数を正確に知っておく必要がある。反撃隊が水ホースを使用する場合には、成功の可能性を増すよう努める。その目的は、襲撃者を彼らのボートに戻るよう仕向けることである。乗組員は、襲撃者とボートとの間に位置したり、襲撃者を捕らえようとしてすべきではない。そうすることは、襲撃者の抵抗をあおることとなり、逆に反撃隊の隊員に対する危険を増すこととなるからである。一旦安全区域の外に出たら、反撃隊は常に団体で行動する。個別の襲撃者を乗組員が単独で追跡することは、興味あるものではあるが、その結果乗組員が孤立し襲撃者に捕らえられれば、襲撃者が優位に立つこととなる。反撃隊は、団体で行動し、常時船橋と連絡を取れるようにするとともに、安全区域への退路の確保が危うくなったときには、安全区域に呼び戻すべきである。
- 54 乗組員が襲撃者を捕らえた場合には、確実に拘束し、厳重に見張りを行う。捕らえた襲撃者は、できる限り速やかに沿岸国の公安機関の担当官に引致する。この行動に関係するあらゆる証拠は、引致の際に当該当局に引き渡す。

海賊及び武装強盗が船内の支配を開始し、及び1名又はそれ以上の乗組員を拘束する場合

- 55 襲撃者が機関室又は船橋を支配し、乗組員を拘束し、又は船舶の安全に対する切迫した脅威が生じるおそれがある場合には、船長又は当直士官は冷静になって、可能であれば襲撃者と交渉し、乗組員による船舶の運航の保持、捕らえられている全ての人質の安全な返還及び襲撃者の速やかな退船に努める。
- 56 襲撃者が船舶の一部を支配する状況となった場合には、乗組員は、それが安全であることが確認できれば、船内テレビの記録を作動させたままにしておく。
- 57 全ての乗組員が閉じこめられる事態も発生していることから、乗組員が拘束されることの予想される区画に、脱出するための設備を隠しておくことも考慮する。

海賊及び武装強盗が金品その他を奪った場合

- 58 この段階においては、海賊及び武装強盗に、要求が全て満たされていると信じさせることが重要であり、何も隠しているものはないと固く信じさせることが、海賊の退船を促すこととなる。

海賊及び武装強盗の退船の開始

- 59 乗組員が安全な場所にある場合には、海賊が去ったことが確認できるまでは、その場所を動くことは得策ではない。

海賊及び武装強盗が退船した場合

- 60 予め定められた船内のサイレンによる信号により、「全てよし」を周知する。

襲撃後の措置及び事件の通報

- 61 船舶及び乗組員の安全が確保されたら直ちに襲撃後の通報（appendix2 の船舶通報様式による追加報告）を関係する RCC 並びに RCC を経由して関係沿岸国の公安機関に行う。船舶の要目及び位置に関する情報のほか、乗組員及び船舶の全ての被害、さらに襲撃者が去っていった方向、その正確な人数及び、できれば使用された船舶に関する事項を通報する。乗組員が襲撃者を捕らえている場合には、そのことも一緒に報告する。
- 62 襲撃により、船内に死亡若しくは重傷者が発生した場合又は船舶に重大な損傷が発生した場合には、直ちに船舶の海事当局にも通報しなければならない。いずれの場合にも、襲撃の通報は船舶の海事当局によるフォローアップを行う際に極めて重要である。
- 63 船内テレビその他の事件の記録は確実に保管する。損傷し又は略奪を受けた区画は、公安機関による捜査が行われるまでの間、乗組員により確実に現場保存する。襲撃者と接触した乗組員は、そのときの状況、特に、襲撃者を特定するために参考となる人相の特徴について、個別に事情聴取が行われる。持ち去られた私物や船用品の状況（わかる場合にはその通し番号）を全て網羅した詳細な目録も作成される。
- 64 事件後できる限り速やかに、襲撃の発生した海域の沿岸国（襲撃が公海上で発生した場

合には、最寄りの沿岸国)の当局に詳細な報告書を送付する。公安機関の担当官が、乗船し、乗組員からステートメントをとり、及び司法上その他の捜査を行うことについての沿岸国の当局からの要請に応じるよう、しかるべき配慮を払う。船内テレビの記録、写真その他のコピーを提出する。

- 65 船舶は必要な警戒を行い、及び公安当局が襲撃者を捕らえる可能性を高めるために、全ての襲撃又はその未遂が関係する沿岸国の当局に迅速な通報を確保するために必要な手続を実施すべきである。
- 66 沿岸国に送付する全ての報告書は、船舶の海事当局にも送付する。その後とられた措置又は実際に生じた問題点を含む当該事件の完全な報告書は、最終的には船舶の海事当局に提出する。海事当局及び旗国の受けた報告は、旗国政府が事件の発生した沿岸国の政府に対してとるあらゆる外交的交渉に使用される。また、この報告書は、IMO への報告の基礎ともなる。
- 67 海事当局又は国際機関を通じての IMO への報告の様式を、appendix5 に示す。実際、最近の襲撃に関する的確な報告の欠如が、国内的及び国際的な的確な対応の可否に直接影響している。報告は、将来の船舶に対する助言の改正にも寄与する。
- 68 RCC、海岸局及び船舶の旗国の海事当局に対する報告は、襲撃が未遂に終わった場合にも行う。
- 69 MSC 回章第 597 号の IMO 勧告によれば、運用されている RCC は、通信上の障害を取り除くことが求められる。

海賊及び武装強盗発生海域を離れる場合

- 70 海賊及び武装強盗発生海域を離れる場合には、船長は安全上の理由から施錠すべきでない積み荷を解錠し、ホースを取り外し、並びに通常の当直体制及び灯火に戻すことを確実に行う。
- 71 海賊及び武装強盗行為の段階及び海賊か否かの判定方法の概要は、appendix3 のとおり。